

児童扶養手当支給事務指導監査実施状況

1 実地指導監査の状況（監査対象自治体数：10都県255市区）

令和元年度の実地指導監査は、3都県28市区を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	3	3
2. 関係機関等との連携の状況	0	2	2
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	2	2
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	0	7	7
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	7	7
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	2	8	10
(1) 認定請求書受理の状況	1	5	6
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成指導の状況	1	0	1
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	1	1
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	0	0
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	0	2	2

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	0	6	6
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得についての確認(課税台帳等との照合)の状況	0	1	1
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	0	4	4
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	1	1
(5) その他	0	0	0
7. 現況届の処理状況	1	24	25
(1) 現況届受理の状況	0	6	6
(2) 課税台帳等の照合の状況	1	6	7
(3) 審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	0	0	0
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	12	12
(7) その他	0	0	0
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	0	3	3
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	3	3
(3) 審査・決裁の状況	0	0	0
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	5	5
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	2	2
(2) 審査及び提出の状況	0	2	2
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	1	1
10. その他	4	13	17
合 計	7	71	78

(2)指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○障害認定医の委嘱	身体障害の障害認定医が委嘱されていないので、委嘱するなどその体制の整備をお願いします。
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるので、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出するようお願いします。
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○諸様式用紙の整理及び保管の状況	児童扶養手当法施行規則第1条に規定する児童扶養手当認定請求書における「⑫養育費の取決めの有無」欄がないので認定請求書の様式の見直し等をお願いします。
5. 認定請求書受理の状況	
○受理時における添付書類の整備	認定請求書の受理時に必要とする書類(戸籍謄本など)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理するようお願いします。
○認定請求書の請求日	認定請求書の請求年月日と市における受理年月日が相違している事例がありましたので、必ず請求年月日等、確認した上で受理するようお願いします。
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	受給者と生計を異にする扶養義務者の状況をみると、客観的に生計同一でないと判断するための根拠となる資料が不十分なまま認定していたので、受給者とその扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、本人の申立書、住居の見取り図及び公共料金の契約・負担の状況等生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認すること。
○提出書類の審査	遺棄を支給事由とする事例について、申立書の内容から1年以上遺棄してるか不明確なものがありましたので、十分確認をするようお願いします。

7. 現況届の処理状況	
○受理時における添付書類等	受給資格者と対象児童が同居しないで監護している事例で証明する書類の不備がありましたので、十分内容を確認して受理するようお願いします。
○所得の確認(養育費)	現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、受給者が離婚前の期間を含めて申告した養育費の額をそのまま所得額として計上していたので、離婚日を確認するなどし、申告の内容に誤りがないか十分審査するようお願いします。
○未提出者の資格喪失処理	現況届未提出者による時効処理において、公簿により明らかに受給資格を喪失していること(対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了)が確認されても資格喪失処理を行っていない事例があったので、適正な事務処理を行うようお願いします。
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況	児童扶養手当法第13条の3の一部支給停止適用除外事由届出書は提出されているものの、適用除外事由を明らかにできる内容とは認められない書類で認定されている事例があったので、一部支給停止適用除外となる事由を明らかにした上で認定するようお願いします。
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届に係る事務処理	資格喪失の事務処理にあたって、添付書類とされない戸籍謄(抄)本の添付を求めていました。喪失理由や喪失日については住民基本台帳等の関係公簿による確認や受給資格者からの聞き取り等によって確認を行うようお願いいたします。
10. その他	
○公的年金給付等について	受給者または支給対象児童が公的年金給付等を受けている場合等において、児童扶養手当法第13条の2に基づく公的年金等の受給に係る支給制限が行われていない事例があったので、差額支給月額に誤りがないか十分確認の上、事務処理を行うようお願いいたします。
○住所変更届に係る事務処理	住所変更届に係る事務処理状況をみると、添付書類とされていない戸籍謄本等の書類の添付を求めていました。児童扶養手当法施行規則第6条に基づく事務処理を適切に行っていたかどうかをお願いします。